

広島県告示第五百二十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和四年七月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

安芸高田市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
令和四年九月二〇日	午前一〇時三〇分～午後〇時 午後一時三〇分～午後三時	安芸高田市役所八千代支所（旧支所） 安芸高田市商工会向原支所
令和四年九月二一日	午前一〇時三〇分～午後〇時 午後一時三〇分～午後三時	安芸高田市役所美土里支所 安芸高田市役所高宮支所
令和四年九月二二日	午前一〇時三〇分～午後三時	安芸高田市民文化センター
令和四年九月二六日	午前一〇時三〇分～午後三時	安芸高田市役所甲田支所

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
令和四年九月二〇日～ 令和五年三月三一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会